

規制の事前評価書

政策の名称	あらかじめ定められた運用方法(指定運用方法)に関する規定の整備	担当部局名	年金局企業年金国民年金基金課	作成責任者名	企業年金国民年金基金課長 内山博之	評価実施時期	平成27年4月
法令案等の名称・関連条項	確定拠出年金法等の一部を改正する法律案第23条の2(新設)、第24条の2(新設)、第25条の2(新設)						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】</p> <p>○ 企業型確定拠出年金においては、企業型年金加入者は、確定拠出年金運営管理機関が選定し企業型年金加入者に対し提示した運用方法(運用商品)の中から1又は2以上の運用方法を選択し、かつ、それぞれの運用方法に充てる金額を決定すること(運用指図)とされている。</p> <p>○ 確定拠出年金法は、法文上は、企業型年金加入者が商品を選択しないという状況を想定していないが、実態としては様々な理由により商品の選択をしない状況(=運用の指図がない状況)が起こっており、この状況の下では、当座預金に資産が積み上がったままになってしまう。</p> <p>【規制の目的・内容】</p> <p>様々な理由により運用対象商品を選択しないという法目的との関係で望ましいとは言えない状況に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労使があらかじめ規約で定めた指定運用方法により運用することを認めること ・ その際には、実際に運用対象商品を選択しない加入者に対しては、一定期間が経過すると、指定運用方法によって運用されることを催告(通知)すること ・ 催告の後、合理的な期間が経過した後に、指定運用方法によって運用されること <p>という取扱を認める措置を講ずる。</p> <p>【規制の必要性】</p> <p>商品を選択しないことにより、物価の上昇に伴い実質的価値が毀損するなど、本来老後所得の充実を図るべく整備されている確定拠出年金法の趣旨に反する状況が発生しないよう本措置を講ずる必要がある。</p>						
想定される代替案	企業型年金加入者が運用商品を選択することを義務とし、商品選択をしない加入者への催促や商品選択を強制する措置を継続的に講ずることとする。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	運用商品を選択しない者への催告の費用が生じ、この費用を事業主が負担することとなる。	義務づけをしてもなお商品選択をしない加入者がいた場合、その者への催促や商品選択を強制する措置を継続的に実施する必要が生じ、この費用を事業主が負担することとなる。					
2 行政費用	行政費用は発生しないものと考えられる。	行政費用は発生しないものと考えられる。					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	たとえ運用商品を選択しない者であっても、指定運用方法により資産が運用されることにより、加入者の老後所得の充実が期待できる。	加入者全員が原則として商品選択を行うことにより、老後所得の充実を図ることが期待できる。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>改正案であっても代替案であっても、加入者の老後所得の充実を図るという目的は同じであるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 便益の点では、改正案では、加入者の同意を得た上で、長期的な観点から望ましい商品において資産が運用され、老後所得の充実が期待できる一方で、代替案であれば、そもそも商品を選択していない加入者が自身の老後所得のため適切な商品を選択することは考えづらく、同様の効果が望めないこと ・ 費用の点では、改正案では、加入者から同意を得たり、加入者に対して通知をすることについてのみ費用が生じる一方、代替案であれば、運用商品を選択しない者に対して、運用商品の選択を催告し運用商品選択を義務づける措置を講ずる必要があり、加入者の運用状況の監視も含め、継続的な措置が必要であることから、必要な費用が大きいことを踏まえれば、改正案の方がより適切であると思われる。 						
有識者の見解その他関連事項	<p>「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」(2015年1月16日)において、以下の通り報告されている。</p> <p>(Ⅱ)あらかじめ定められた運用方法に関する規定の整備</p> <p>○ あらかじめ定められた運用方法(デフォルト商品による運用方法)については、DC実施企業の約6割が設定するなど普及が進む状況にあるが、法律上の位置付けや事業主の責務等が不明確なところがあることから、デフォルト商品による運用方法に係る規定について法律上の整備を行う必要がある。</p> <p>○ また、投資教育の充実化を図りつつも、運用商品の選択が困難な者は一定数残ることが考えられることから、デフォルト商品の設定が極めて重要であるということが各種研究や諸外国の研究で明らかとなっている。このため、我が国のDCにおいても、デフォルト商品を設定する場合には、一定の基準に基づいた分散投資効果が見込まれる商品を設定することを努力義務とする必要がある。</p> <p>※ 基準の設定については省令等の下位法令で行うこととし、改めて当部会で議論を行うこととする。また、基準の設定に当たっては商品の手数料等のあり方についても盛り込むべきであるという意見があった。</p> <p>○ デフォルト商品に元本確保型商品を設定する場合は、当該元本確保型商品での運用は加入から一定期間内の者に限るとする事務局長の提案については、デフォルト商品の設定についても基本的には労使の判断に委ねるべきであり、仮にデフォルト商品における元本確保型商品の設定であってもこのような規制は行うべきではないという意見があった一方で、デフォルト商品に元本確保型商品を設定する場合は合理的な理由がある場合に限るべきという意見や事業主に対し説明義務を課すべきという意見があった。</p>						
レビューを行う時期又は条件	改正法案の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。						